

改 正 後

(199-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)
(平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度用)



平成 年 月 日
税務署長殿

個

所在地 電話() -	事業種目 経理責任者 自署押印 旧所在地及び 旧法人名	個別帰属 一連番号 基幹グループ 数別番号 整理番号 基幹事業年度 (至) 売上金額 届出年月日 申告区分 庁認定 追加 非申告区分 進信日付印 確認印 年 月 日
代表者 自署押印 代表者住 所 未納滞延 人名及び 納税通	添付書類 貸借対照表、損益計算書、 株主(社員)資本等変動計算 書、文は損益金額分、 貸借対照表、損益計算書、事 業概況、繰越再編成に係る 契約書等の写し、繰 越再編成に係る移転登記 等の明細書	省 経 済 産 務 省 年 月 日

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

課税所得金額又は 課税引当金額 (イ) + (ロ)		十	百	千	円	十		百	千	円										
1	イ 課税所得金額又は課税引当金額 (課税所得の二の二(1)及び(2)) ロ 連結先法人税額引当金 (課税所得の二の二(3)及び(4))					連結先損金の繰戻し による還付金の 課税引当金額	11	%												
2	非連結法人税額引当金 (24)					連結法人税額 引当金額 (10) - (1)	12	%												
3	連結先法人税額引当金の繰戻し高減額 (繰戻し高減の二の二(1)及び(2))					この による 繰戻し 高減 が、前 の 繰戻し 高減 と 異なる 場合	13	%												
4	連結先法人税額 引当金額 (2) - (3)					課税引当土増 減額利益金額	14	%												
5	連結先法人税額の繰戻し高減額 (繰戻し高減の二の二(1)及び(2))					連結法人税額 引当金額	15	%												
6	課税引当土増減額利益金額 (課税三の二(1) (24) + 繰戻し高減の二の二(3) (25) + 繰戻し高減の二の二(4) (26))					この繰戻し高減 となった申告率による 増減又は減少する 連結法人税額引当金 (22) - (13)	16	%												
7	同上に対する税額 (25) + (26) + (27)					連結先法人税額引当金の繰戻し高減 額表七の二附表一(1)60行	17	%												
8	連結法人税額引当金計 (4) + (5) + (7)					税額一繰戻し高減土増減額利益金額 (繰戻し高減の二の二(3) (25) (26) (27) (28))	18	%												
9	課税引当税額 (30)					各等場 合に合 格する 連結先 法人税額 引当金 の当期減少額	19	%												
10	連結先法人税額引当金 (8) - (9)					税額一繰戻し高減土増減 先法人税額引当金	20	%												
21	連結所得金額 (表一の二(1) (1))					連結所得に対する法人税額 (表一の二(1) (2))	23	%												
22	課税所得金額又は 課税引当金額 (1)					算出連結先法人税額引当金 (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (														

稅 署	理 名	士 押 印
--------	--------	-------------

改 正 前

(186-2) 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

 平成 年 月 日 税務署長殿		事 業 種 目 経 理 責 任 者 自 署 署 印	中 和 英 日 印 語	領 引 範 囲 通 信 方 法 一 連 番 号
所在地 (フリガナ) 通 信 法 人 名 (フリガナ) 代 表 者 自 署 署 印	電話 () 一 田 所 在 地 及 旧 法 人 名	整理番号 通 信 事 業 年 度 (年) 売上金額 出 発 年 月 日 申 告 区 分 行 庫 支 店 常 設 簡 便 型 区 区 区 通 信 日 付 印 確 認 印		
代表者住所 通 信 法 人 名 及 税 地	添 付 書 類 定 価 引 割 表、損 益 計 算 書、株 主 (社 員) 資 本 等 金 額 計 算 書 又 は 損 益 金 額 分 表、除 三 日 内 取 消 通 知 書、事 業 概 況 書、組 織 再 編 法 に 係 る 契 約 書 等 の 発 生、組 織 再 編 法 に 係 る 移 転 資 産 等 の 附 属 書	年 月 日 年 月 日		

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

[illegible]

26.10

稅 署	理 名	士 押
--------	--------	--------

改

正

後

(199-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)
(平成28年1月1日以後開始連結事業年度分から使用)

[illegible]

改

正

前

(199-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
(199-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分) (平成 28 年 1 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第18条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ④ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 ④ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二（三）各連結事業年度の連結所得に係る申告書―特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	(199-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分) (新 設)

改	正	後	改	正	前																																																												
(200-2 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)			(200-2 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)																																																														
(平成 28 年 1 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用)			(新 設)																																																														
各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書 <table><tr><td>連 結 事 業 年 度</td><td>・ ・ ・</td><td>法人名</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">算 出 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 に 係 る 連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 (連結法人税個別帰属届出書「2」×4.4%)</td><td>1</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">加 算 調 整 額 (8)</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">減 算 調 整 額 (12)</td><td>3</td><td>外</td></tr><tr><td colspan="2">連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 (1) + (2) - (3)</td><td>4</td><td>外</td></tr><tr><td colspan="4">加 算 調 整 額 の 計 算</td></tr><tr><td colspan="2">連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書(普通法人分)「9」×4.4%)</td><td>5</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書「5」×4.4%)</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書「7」×4.4%)</td><td>7</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">加 算 調 整 額 (5) + (6) + (7)</td><td>8</td><td>外</td></tr><tr><td colspan="4">減 算 調 整 額 の 計 算</td></tr><tr><td colspan="2">外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「51」)</td><td>9</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書(普通法人分)「13」×4.4%)又は(連結法人税個別帰属届出書(協同組合等分又は特定の医療法人分)「11」×4.4%)</td><td>10</td><td>外</td></tr><tr><td colspan="2">連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書「3」×4.4%)</td><td>11</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">減 算 調 整 額 (9) + (10) + (11)</td><td>12</td><td>外</td></tr></table>			連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名		算 出 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 に 係 る 連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 (連結法人税個別帰属届出書「2」×4.4%)		1	円	加 算 調 整 額 (8)		2		減 算 調 整 額 (12)		3	外	連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 (1) + (2) - (3)		4	外	加 算 調 整 額 の 計 算				連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書(普通法人分)「9」×4.4%)		5	円	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書「5」×4.4%)		6		土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書「7」×4.4%)		7		加 算 調 整 額 (5) + (6) + (7)		8	外	減 算 調 整 額 の 計 算				外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「51」)		9	円	連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書(普通法人分)「13」×4.4%)又は(連結法人税個別帰属届出書(協同組合等分又は特定の医療法人分)「11」×4.4%)		10	外	連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書「3」×4.4%)		11		減 算 調 整 額 (9) + (10) + (11)		12	外	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表		
連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名																																																															
算 出 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 に 係 る 連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 (連結法人税個別帰属届出書「2」×4.4%)		1	円																																																														
加 算 調 整 額 (8)		2																																																															
減 算 調 整 額 (12)		3	外																																																														
連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 (1) + (2) - (3)		4	外																																																														
加 算 調 整 額 の 計 算																																																																	
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書(普通法人分)「9」×4.4%)		5	円																																																														
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書「5」×4.4%)		6																																																															
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書「7」×4.4%)		7																																																															
加 算 調 整 額 (5) + (6) + (7)		8	外																																																														
減 算 調 整 額 の 計 算																																																																	
外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「51」)		9	円																																																														
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書(普通法人分)「13」×4.4%)又は(連結法人税個別帰属届出書(協同組合等分又は特定の医療法人分)「11」×4.4%)		10	外																																																														
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属届出書「3」×4.4%)		11																																																															
減 算 調 整 額 (9) + (10) + (11)		12	外																																																														

改 正 後	改 正 前
(200-2 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書) (平成 28 年 1 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用) 「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領 1 この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。 また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第4項《確定申告》の規定により、同条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。 2 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額(連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%)1」は、連結法人税個別帰属額届出書「2」の金額がマイナス(△)である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。 3 「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じ。）である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「9」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。 なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄に記載する必 要はありません。 4 「加算調整額8」の外書は、租税特別措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。この場合において、「加算調整額2」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を含めて計算します。 (1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額 (2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「8」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額 5 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額10」は、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額 (2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「11」の金額の100分の4.4に相当する金額 なお、「10」の外書の記載に当たっては、上記(1)及び(2)の連結法人の区分に応じ、それぞれ上記(1)及び(2)の欄の外書の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。	(200-2 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書) (新 設)

改 正 後	改 正 前																																																																
(188 連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書)	(188 連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書)																																																																
(廃 止)	税務署受付印 連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書 ※整理番号 ※電話 <table><tr><td rowspan="6">平成 年 月 日 税務署長殿</td><td>提出法人</td><td>(フリガナ) 法 人 名 等</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="5">① 連結子法人となる法人 ② 株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人</td><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>〒</td><td>電話 () -</td></tr><tr><td>納 税 地</td><td>〒</td><td>電話 () -</td></tr><tr><td>(フリガナ) 代 表 者 氏 名</td><td colspan="2">㊟</td></tr><tr><td>事 業 種 目</td><td colspan="2">業</td></tr><tr><td>資 本 金 又 は 出 資 金 の 額</td><td colspan="2">円</td></tr></table> 旧法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号ロ の 開 始 旧法人税法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号ロ に規定する連結納税 に伴う時価評価資産に関する届出書を 提出します。 への加入 <table><tr><td>時 価 評 価 資 産 の 状 況</td><td>連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)のとおり</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">連結親法人となる法人又は連結親法人</td><td colspan="2">加 入 す る 連 結 子 法 人</td></tr><tr><td>(フリガナ) 法 人 名 等</td><td></td><td>(フリガナ) 法 人 名 等</td><td></td></tr><tr><td>納 税 地</td><td>〒 電話 () -</td><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>〒 電話 () -</td></tr><tr><td>(フリガナ) 代 表 者 氏 名</td><td></td><td>(フリガナ) 代 表 者 氏 名</td><td></td></tr><tr><td>事 業 種 目</td><td>業</td><td>事 業 種 目</td><td>業</td></tr><tr><td>資 本 金 又 は 出 資 金 の 額</td><td>円</td><td>資 本 金 又 は 出 資 金 の 額</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">申請書を提出した日及び税務署</td><td>平成 年 月 日 税務署</td><td>最初連結親法人事業年度</td><td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td><td rowspan="2">参 考 事 項</td></tr><tr><td>平成 年 月 日 税務署</td><td>加入の書類を提出した日及び税務署</td><td>平成 年 月 日 税務署</td></tr></table> 税 理 士 署 名 押 印 ㊟ <table><tr><td>※税務署 処理欄</td><td>部門</td><td>決算 期</td><td>業種 番号</td><td>入力</td><td>備考</td><td>通信日付印</td><td>年 月 日</td><td>確認 印</td></tr></table>	平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ) 法 人 名 等			① 連結子法人となる法人 ② 株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -	納 税 地	〒	電話 () -	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟		事 業 種 目	業		資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円		時 価 評 価 資 産 の 状 況	連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)のとおり	連結親法人となる法人又は連結親法人		加 入 す る 連 結 子 法 人		(フリガナ) 法 人 名 等		(フリガナ) 法 人 名 等		納 税 地	〒 電話 () -	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		事 業 種 目	業	事 業 種 目	業	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円	申請書を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署	最初連結親法人事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	参 考 事 項	平成 年 月 日 税務署	加入の書類を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署	※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人		(フリガナ) 法 人 名 等																																																														
	① 連結子法人となる法人 ② 株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人		本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 () -																																																												
			納 税 地	〒	電話 () -																																																												
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟																																																													
			事 業 種 目	業																																																													
		資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円																																																														
時 価 評 価 資 産 の 状 況	連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)のとおり																																																																
連結親法人となる法人又は連結親法人		加 入 す る 連 結 子 法 人																																																															
(フリガナ) 法 人 名 等		(フリガナ) 法 人 名 等																																																															
納 税 地	〒 電話 () -	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -																																																														
(フリガナ) 代 表 者 氏 名		(フリガナ) 代 表 者 氏 名																																																															
事 業 種 目	業	事 業 種 目	業																																																														
資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円																																																														
申請書を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署	最初連結親法人事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	参 考 事 項																																																													
	平成 年 月 日 税務署	加入の書類を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署																																																														
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印																																																									
	20. 06 改正																																																																

改 正 後	改 正 前									
(188 連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書)	(188 連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書)									
(廃 止)	「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」の記載要領 1 この届出書は、平成 18 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 61 条の 11（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は旧法第 61 条の 12（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により、時価評価を要しない法人に該当し要件を満たすものとして、同要件に掲げる連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出を行う場合に使用してください。 <table><tr><th>区 分</th><th>法 人 (概 要)</th><th>要 件 (概 要)</th></tr><tr><td>(1)連結納税の開始に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 11 ①六)</td><td>株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が最初連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人</td><td>株式交換の日から当該開始の日まで発行済株式等を 100％継続保有しており、かつ、以下の要件を全て満たしていること イ 連結納税の開始直前事業年度終了の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ 連結納税の開始直前事業年度終了の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ 連結親法人となる法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと</td></tr><tr><td>(2)連結納税への加入に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 12 ①四)</td><td>株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が株式交換の日の 5 年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人</td><td>以下の要件を全て満たしていること イ 株式交換の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ 株式交換の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ 連結親法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと</td></tr></table> (注) (※)は、平成 18 年 12 月 31 日前に終了する連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度については、「最初連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日」又は「株式交換の日の 5 年前の日」を（平成 14 年 1 月 1 日）と読み替えて時価評価の要否を判定します（法人税法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 79 号）附則（以下「附則」といいます。）第 9 条第 3 項、第 10 条第 3 項）。 (1) 連結納税の開始に伴い届出を行う場合 ◇提出法人：連結子法人となる法人 ◇提出期限：開始直前事業年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提出先：連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数：1 通（提出法人が調査課所管の場合には、2 通） (2) 連結納税への加入に伴い届出を行う場合 ◇提出法人：① 連結子法人となる法人 ② 株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人 (注) ②は、連結子法人となる法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結納税を適用している場合の提出法人です。 ◇提出期限：株式交換の日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提出先：① 連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ② 株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数：1 通（提出法人が調査課所管の場合には、2 通） 2 各欄の記載要領 (1) 「提出法人」欄の各欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、提出法人の法人名等を記載してください。 (2) 標題は、いずれか一方の不要文字を抹消してください。 (3) 「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄の各欄は、連結親法人となる法人又は連結親法人について記載してください。 (4) 「加入する連結子法人」欄の各欄は、加入する連結子法人について記載してください。 (注) 当該各欄は、加入する連結子法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結子法人として連結納税を適用している場合に記載してください。 (5) 「申請書を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。 (6) 「最初連結親法人事業年度」欄は、連結親法人となる法人の最初連結親法人事業年度を記載してください。 (7) 「申請した旨の書類を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。 (8) 「加入の書類を提出した日及び税務署」欄は、連結納税への加入に伴い「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 3 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	区 分	法 人 (概 要)	要 件 (概 要)	(1)連結納税の開始に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 11 ①六)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が最初連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	株式交換の日から当該開始の日まで発行済株式等を 100％継続保有しており、かつ、以下の要件を全て満たしていること イ 連結納税の開始直前事業年度終了の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ 連結納税の開始直前事業年度終了の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ 連結親法人となる法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと	(2)連結納税への加入に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 12 ①四)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が株式交換の日の 5 年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	以下の要件を全て満たしていること イ 株式交換の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ 株式交換の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ 連結親法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと
区 分	法 人 (概 要)	要 件 (概 要)								
(1)連結納税の開始に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 11 ①六)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が最初連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	株式交換の日から当該開始の日まで発行済株式等を 100％継続保有しており、かつ、以下の要件を全て満たしていること イ 連結納税の開始直前事業年度終了の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ 連結納税の開始直前事業年度終了の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ 連結親法人となる法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと								
(2)連結納税への加入に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 12 ①四)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が株式交換の日の 5 年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	以下の要件を全て満たしていること イ 株式交換の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ 株式交換の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ 連結親法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと								

改 正 後

(廢 止)

改	正	前
---	---	---

[illegible]

付表(時価評価資産の状況)	法人名等	
---------------	------	--

[illegible]

(規格 A 4)

改

正

後

(189 連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況))

(廃 止)

改

正

前

(189 連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況))

「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表（時価評価資産の状況）」の記載要領

1 この付表（時価評価資産の状況）は、平成 18 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 61 条の 11(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は旧法第 61 条の 12(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる時価評価資産の種類、名称、所在する場所等を記載して「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」（以下「届出書」といいます。）に添付してください。
(注) この付表において記載する「時価評価資産」とは、固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で次に掲げるもの等以外のものをいいます(旧法令 122 の 12①、旧法規 27 の 13 の 2②三)。
① 前 5 年以内事業年度等において国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入などの規定の適用を受けた減価償却資産
② 売買目的有価証券
③ 償還有価証券
④ 帳簿価額が千万円に満たない資産
(1) 連結納税の開始に伴い届出を行う場合
連結子法人となる法人の最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度（以下「開始直前事業年度」といいます。）終了の時の時価評価資産（旧法規 27 の 13 の 2②）
(2) 連結納税への加入に伴い届出を行う場合
連結子法人となる法人の株式交換の時の時価評価資産（旧法規 27 の 13 の 3）
2 各欄の記載要領
(1) 「法人名等」欄は、連結子法人となる法人の名称を記載してください。
(2) 「開始直前事業年度等」欄は、届出書が旧法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号ロの規定により連結納税の開始に伴い提出するものである場合には、開始直前事業年度を記載してください。
また、旧法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号ロの規定により連結納税への加入に伴い提出するものである場合には、株式交換の日の前日の属する事業年度を記載してください。
(3) 「時価評価資産」の各欄は次により記載してください。
イ 「種類」欄は、時価評価資産の種類（建物、土地、有価証券、金銭債権など）を記載してください。
ロ 「名称」欄は、時価評価資産の名称（事務所、宅地、株〇〇（銘柄）、南〇〇（債務者名）など）を記載してください。
ハ 「帳簿価額」欄は、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる時価評価資産の帳簿価額を記載してください。
a 連結納税の開始に伴い届出を行う場合
時価評価資産の開始直前事業年度終了の時点における帳簿価額
b 連結納税への加入に伴い届出を行う場合
時価評価資産の株式交換の時点における帳簿価額
(注) 「時価評価資産」の欄は、次表の区分に応じそれぞれに掲げる単位ごとに記載してください。

区 分		単 位
金 銭 債 権		一の債務者ごと
減 価 償 却 資 産	建 物	一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと
	機 械 及 び 装 置	一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと
	そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分
土 地 等		一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと
有 価 証 券		その銘柄の異なるごと
そ の 他 の 資 産		通常取引の単位を基準とした区分

3 留意事項
○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

○参考【届出書の提出法人等】

区 分		提 出 法 人	「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人	「加入する連結子法人」欄に記載する法人	
連 結 納 税 の 開 始		連結子法人となる法人	連結親法人となる法人	記載不要	
連 結 納 税 へ の 加 入	株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし	連結子法人となる法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要	
	株の連結納税適用ありの事業年度が前日	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要
		株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	加入する連結子法人

改正後

(202 更正の請求書(連結申告用))

※税務署受付印

更正の請求書
(連結申告用)

※整理番号

※連結グループ整理番号

納税地
〒
電話() -
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

平成 年 月 日

税務署長殿

国税通則法第23条
法人税法第82条
地方税法第24条
租税特別措置法第68条の88

の規定に基づき 自平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告
至平成 年 月 日 課税事業年度の地方税法税確定申告

に係る
課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分		この請求前の金額		更正の請求金額	
連 結	所得	連 結 所得金額又は連結欠損金額	1	円	円
法人 税 額	同 上 の 経 済 税 率 適 用 連 結 所 得 金 額	2			
	そ の 他 の 金 額 (1 - 2)	3			
	法 人 税 額	4			
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	5			
	差 引 法 人 税 額 (4 - 5)	6			
	連 結 納 税 の 実 現 を 取 消 さ れ た 場 合 等 に お け る 既 に 控 除 さ れ た 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 加 算 額	7			
	土 地 譲 渡 利 益 金	8			
	同 上 に 対 す る 税 額	9			
	課 税 連 結 留 保 金 額	10			
	同 上 に 対 す る 税 額	11			
	使 途 秘 匿 金 額	12			
	同 上 に 対 す る 税 額	13			
	法 人 税 額 計 (6 + 7 + 9 + 11 + 13)	14			
	仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額	15			
	控 除 税 額	16			
	地 方 法 人 税 額	差 引 連 結 所 得 に 対 す る 法 人 税 額 (14 - 15 - 16)	17		
連 結 中 間 申 告 分 の 法 人 税 額		18			
差 引 納 付 す べ き 法 人 税 額		19			
還 付 金 額		20			
翌 期 へ 繰 り 越 す 連 結 欠 損 金		21			
課 税 標 準 法 人 税 額 の 計 算		22			
基 準 法 人 連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額		23			
課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額		24			
課 税 標 準 法 人 税 額 (22 + 23)		25			
(2 2) に 係 る 地 方 法 人 税 額		26			
(2 3) に 係 る 地 方 法 人 税 額		27			
所 得 地 方 法 人 税 額 (2 5 + 2 6)		28			
外 国 税 額 の 控 除 額		29			
仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 地 方 法 人 税 額		30			
差 引 地 方 法 人 税 額 (2 7 - 2 8 - 2 9)		31			
中 間 申 告 分 の 地 方 法 人 税 額		32			
差 引 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額	33				
還 付 金 額	34				

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

本店・支店 出 張 所 本所・支所

銀行 金庫・組合 出 張 所 本所・支所

金融 協同 農協 郵便局名等

税理士署名押印

※税務署 部 門 決算 業種 番号 番号 整理 備考 通信 年月日 確認 日付印

27.06改正

(190 更正の請求書(連結申告用))

※税務署受付印

更正の請求書
(連結申告用)

※整理番号

※連結グループ整理番号

納税地
〒
電話() -
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

平成 年 月 日

税務署長殿

国税通則法第23条
法人税法第82条
地方税法第24条
租税特別措置法第68条の88

の規定に基づき 自平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告
至平成 年 月 日 課税事業年度の地方税法税確定申告

に係る
課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分		この請求前の金額		更正の請求金額	
連 結	所得	連 結 所得金額又は連結欠損金額	1	円	円
法人 税 額	同 上 の 経 済 税 率 適 用 連 結 所 得 金 額	2			
	そ の 他 の 金 額 (1 - 2)	3			
	法 人 税 額	4			
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	5			
	差 引 法 人 税 額 (4 - 5)	6			
	連 結 納 税 の 実 現 を 取 消 さ れ た 場 合 等 に お け る 既 に 控 除 さ れ た 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 加 算 額	7			
	土 地 譲 渡 利 益 金	8			
	同 上 に 対 す る 税 額	9			
	課 税 連 結 留 保 金 額	10			
	同 上 に 対 す る 税 額	11			
	使 途 秘 匿 金 額	12			
	同 上 に 対 す る 税 額	13			
	法 人 税 額 計 (6 + 7 + 9 + 11 + 13)	14			
	仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額	15			
	控 除 税 額	16			
	地 方 法 人 税 額	差 引 連 結 所 得 に 対 す る 法 人 税 額 (14 - 15 - 16)	17		
連 結 中 間 申 告 分 の 法 人 税 額		18			
差 引 納 付 す べ き 法 人 税 額		19			
還 付 金 額		20			
翌 期 へ 繰 り 越 す 連 結 欠 損 金		21			
課 税 標 準 法 人 税 額 の 計 算		22			
基 準 法 人 連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額		23			
課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額		24			
課 税 標 準 法 人 税 額 (22 + 23)		25			
(2 2) に 係 る 地 方 法 人 税 額		26			
(2 3) に 係 る 地 方 法 人 税 額		27			
所 得 地 方 法 人 税 額 (2 5 + 2 6)		28			
外 国 税 額 の 控 除 額		29			
仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 地 方 法 人 税 額		30			
差 引 地 方 法 人 税 額 (2 7 - 2 8 - 2 9)		31			
中 間 申 告 分 の 地 方 法 人 税 額		32			
差 引 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額	33				
還 付 金 額	34				

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

本店・支店 出 張 所 本所・支所

銀行 金庫・組合 出 張 所 本所・支所

金融 協同 農協 郵便局名等

税理士署名押印

※税務署 部 門 決算 業種 番号 番号 整理 備考 通信 年月日 確認 日付印

26.09改正

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改正後

(209 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

税務署受付印

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※提出グループ別明細書

平成 年 月 日

納税地

〒

電話() -

(フリガナ)

法人名

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

〒

事業種目

業

税務署長殿

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損連結事業年度

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

還付所得
連結事業年度

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

区分

請求金額

※金額

欠損連結
事業年度の
連結欠
損金額

連結欠損金額

(1)

同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額

(2)

還付所得
連結事業
年度の連
結所得金
額

連結所得金額

(3)

既に連結欠損金の繰戻しを行った金額

(4)

差引連結所得金額 ((3)-(4))

(5)

還付所得
連結事業
年度の法
人税額

納付の確定した法人税額

(6)

00

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額

(7)

控除税額

(8)

使途秘匿金額に対する税額

(9)

課税土地譲渡利益金額に対する税額

(10)

連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額

(11)

法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))

(12)

既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額

(13)

差引法人税額 ((12)-(13))

(14)

還付金額 ((14)×(2)÷(5))

(15)

請求期限

平成 年 月 日

連結確定申告書提出年月日

平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号 -

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印

⑨

※税務署
処理欄

部門

決算
期

業種
番号

番
号

整理
簿

備考

通信
日付印

年 月 日

確認
印

27.06改正

（規格A4）

改正前

(196 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

税務署受付印

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※提出グループ別明細書

平成 年 月 日

(フリガナ)
法人名

納税地

〒

電話() -

(フリガナ)
代表者氏名

代表者住所

〒

事業種目

業

税務署長殿

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損連結事業年度

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

還付所得
連結事業年度

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

区分

請求金額

※金額

欠損連結
事業年度の
連結欠
損金額

連結欠損金額

(1)

同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額

(2)

還付所得
連結事業
年度の連
結所得金
額

連結所得金額

(3)

既に連結欠損金の繰戻しを行った金額

(4)

差引連結所得金額 ((3)-(4))

(5)

還付所得
連結事業
年度の法
人税額

納付の確定した法人税額

(6)

00

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額

(7)

控除税額

(8)

使途秘匿金額に対する税額

(9)

課税土地譲渡利益金額に対する税額

(10)

連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額

(11)

法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))

(12)

既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額

(13)

差引法人税額 ((12)-(13))

(14)

還付金額 ((14)×(2)÷(5))

(15)

請求期限

平成 年 月 日

連結確定申告書提出年月日

平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税理士署名押印

⑨

※税務署
処理欄

部門

決算
期

業種
番号

整理
簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認
印

26.06改正

（規格A4）

改 正 後	改 正 前
(209) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 1この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1)法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注)法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除きます。))において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①) イ普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。） ロ協同組合等である連結親法人 (2)法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ解散（適格合併による解散を除きます。） ロ更生手続の開始 ハ再生手続開始の決定 2連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別業に作成して提出してください。 (1)法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2)法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。） 4この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)「※」欄は、記載しないでください。 (2)「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄 イ「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。 ロ「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注)欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3)「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄 イ「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。 ロ「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。 (4)「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄 イ「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差し引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差し引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差し引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の	(196) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 1この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1)法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注)法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。))において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①) イ普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。） ロ協同組合等である連結親法人 (2)法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ解散（適格合併による解散を除く。） ロ更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ハ再生手続開始の決定 2連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別業に作成して提出してください。 (1)法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2)法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。） 4この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)「※」欄は、記載しないでください。 (2)「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄 イ「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。 ロ「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注)欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3)「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄 イ「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。 ロ「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。 (4)「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄 イ「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差し引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差し引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差し引連結所得に対する法人税額」欄に記載された仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

改 正 後	改 正 前
(209 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 合計額を記載してください。 なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 67 第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 18 節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。 ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。 (5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。 (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(196 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) (同 左)

改正後

(211 更正の請求書（復興特別法人税用）)

税務署受付印

更正の請求書
(復興特別法人税用)

※整理番号

※連絡グループ電話番号

平成 年 月 日

納税地
〒
電話 () -

(フリガナ)

法人名等

法人番号
| | | | | | | | | | | | | | | |

(フリガナ)
代表者又は
清算人氏名

〒
代表者住所

事業種目

業

税務署長殿

国税通則法第23条、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条、租税特別措置法第66条の4又は同法第68条の88の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 課税事業年度の復興特別法人税の申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分				この請求前の金額	更正の請求金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	法人税額	(1)	円	
		法人税額の特別控除額	(2)		
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(3)		
		基準法人税額 (1) - (2) + (3)	(4)		
	課税標準法人税額 (4)又は((4) × ー)	(5)			
復興特別法人税額 (5) × 10%	(6)				
控除税額	(7)				
差引	納付すべき復興特別法人税額 (6) - (7)	(8)			
	還付金額	(9)			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日

平成 年 月 日

添付書類

更正決定通知書受理年月日

平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号 -
3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

税理士署名押印

㊞

※税務署
処理欄

部門

決算
期

業種
番号

番
号

整理
簿

備考

通信
日付印

年 月 日

確認
印

27.06 改正

改正前

(198 更正の請求書（復興特別法人税用）)

税務署受付印

更正の請求書
(復興特別法人税用)

※整理番号

※連絡グループ電話番号

平成 年 月 日

(フリガナ)
法人名等

納税地
〒
電話 () -

(フリガナ)
代表者又は
清算人氏名

〒
代表者住所

事業種目

業

税務署長殿

国税通則法第23条、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条、租税特別措置法第66条の4又は同法第68条の88の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 課税事業年度の復興特別法人税の申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分				この請求前の金額	更正の請求金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	法人税額	(1)	円	
		法人税額の特別控除額	(2)		
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(3)		
		基準法人税額 (1) - (2) + (3)	(4)		
	課税標準法人税額 (4)又は((4) × ー)	(5)			
復興特別法人税額 (5) × 10%	(6)				
控除税額	(7)				
差引	納付すべき復興特別法人税額 (6) - (7)	(8)			
	還付金額	(9)			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日

平成 年 月 日

添付書類

更正決定通知書受理年月日

平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号 -
3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

税理士署名押印

㊞

※税務署
処理欄

部門

決算
期

業種
番号

整理
簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認
印

24.06

改 正 後

(217-2 事業年度分の適用額明細書)

(平成 28 年 1 月 1 日以後開始事業年度分から使用)

[illegible]

改 正 前

(217-2 事業年度分の適用額明細書)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
(217-2 事業年度分の適用額明細書) (平成 28 年 1 月 1 日以後開始事業年度分から使用) 適用額明細書の記載要領 1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。 2 この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。 3 この明細書の各欄の記載は、次によります。 (1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。 (2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。 (3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。 (4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。 なお、平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税申告書の様式（地方法人税額の計算欄が設けられた様式（別表一（一）、別表一（二）及び別表一（三）））を使用するときは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載している「適用額明細書の記載の手引」を参照の上、記載してください。 (5) 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後開始する事業年度から記載してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。	(217-2 事業年度分の適用額明細書) (新 設)

(218-2 連結事業年度分の適用額明細書)

(平成 28 年 1 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用)

(218-2 連結事業年度分の適用額明細書)

(新 設)

■

様式第二

FB4061

■

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

平成 年 月 日

自平成 年 月 日

至平成 年 月 日

連結事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

納税地

電話() -

連結親法人名

法人番号

提出枚数

提出年月日

連結親法人番号

事業種別

業種番号

提出年

提出月

提出日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第68条の第1項第1号		
第68条の第1項第2号		
第68条の第1項第3号		
第68条の第1項第4号		
第68条の第1項第5号		
第68条の第1項第6号		
第68条の第1項第7号		
第68条の第1項第8号		
第68条の第1項第9号		
第68条の第1項第10号		
第68条の第1項第11号		
第68条の第1項第12号		
第68条の第1項第13号		
第68条の第1項第14号		
第68条の第1項第15号		
第68条の第1項第16号		
第68条の第1項第17号		
第68条の第1項第18号		
第68条の第1項第19号		
第68条の第1項第20号		
第68条の第1項第21号		
第68条の第1項第22号		
第68条の第1項第23号		
第68条の第1項第24号		
第68条の第1項第25号		
第68条の第1項第26号		
第68条の第1項第27号		
第68条の第1項第28号		
第68条の第1項第29号		
第68条の第1項第30号		
第68条の第1項第31号		
第68条の第1項第32号		
第68条の第1項第33号		
第68条の第1項第34号		
第68条の第1項第35号		
第68条の第1項第36号		
第68条の第1項第37号		
第68条の第1項第38号		
第68条の第1項第39号		
第68条の第1項第40号		
第68条の第1項第41号		
第68条の第1項第42号		
第68条の第1項第43号		
第68条の第1項第44号		
第68条の第1項第45号		
第68条の第1項第46号		
第68条の第1項第47号		
第68条の第1項第48号		
第68条の第1項第49号		
第68条の第1項第50号		
第68条の第1項第51号		
第68条の第1項第52号		
第68条の第1項第53号		
第68条の第1項第54号		
第68条の第1項第55号		
第68条の第1項第56号		
第68条の第1項第57号		
第68条の第1項第58号		
第68条の第1項第59号		
第68条の第1項第60号		
第68条の第1項第61号		
第68条の第1項第62号		
第68条の第1項第63号		
第68条の第1項第64号		
第68条の第1項第65号		
第68条の第1項第66号		
第68条の第1項第67号		
第68条の第1項第68号		
第68条の第1項第69号		
第68条の第1項第70号		
第68条の第1項第71号		
第68条の第1項第72号		
第68条の第1項第73号		
第68条の第1項第74号		
第68条の第1項第75号		
第68条の第1項第76号		
第68条の第1項第77号		
第68条の第1項第78号		
第68条の第1項第79号		
第68条の第1項第80号		
第68条の第1項第81号		
第68条の第1項第82号		
第68条の第1項第83号		
第68条の第1項第84号		
第68条の第1項第85号		
第68条の第1項第86号		
第68条の第1項第87号		
第68条の第1項第88号		
第68条の第1項第89号		
第68条の第1項第90号		
第68条の第1項第91号		
第68条の第1項第92号		
第68条の第1項第93号		
第68条の第1項第94号		
第68条の第1項第95号		
第68条の第1項第96号		
第68条の第1項第97号		
第68条の第1項第98号		
第68条の第1項第99号		
第68条の第1項第100号		

この用紙は、ご提出いただく際に、必ずこの用紙を提出してください。

改 正 後	改 正 前
(218-2 連結事業年度分の適用額明細書) (平成 28 年 1 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用) 適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領 1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年 4 月 1 日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。 2 この明細書は、提出の都度、1 通（調査課所管法人の場合は2 通）作成して提出してください。 3 この明細書の各欄の記載は、次によります。 (1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。 (2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。 (3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。 (4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。 なお、平成26年10月 1 日以後に開始する連結事業年度の法人税申告書の様式（地方法人税額の計算欄が設けられた様式（別表一の二（一）、別表一の二（二）及び別表一の二（三）））を使用するときは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載している「適用額明細書の記載の手引」を参照の上、記載してください。 (5) 「法人番号」欄は、平成28年1月 1 日以後開始する連結事業年度から記載してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。	(218-2 連結事業年度分の適用額明細書) (新 設)

改 正 後													改 正 前																																						
(235 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)																										(222 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)																									
税務署受付印 特定医療法人としての承認を受けるための申請書 整理番号																										税務署受付印 特定医療法人としての承認を受けるための申請書 整理番号																									
平成 年 月 日 納 税 地 〒 電 話 () - (フリガナ) 申 請 者 の 名 称 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 の 氏 名 税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿 設立年月日 年 月 日 事業年度 月 日 ~ 月 日													平成 年 月 日 納 税 地 〒 電 話 () - (フリガナ) 申 請 者 の 名 称 (フリガナ) 代 表 者 の 氏 名 税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿 設立年月日 年 月 日 事業年度 月 日 ~ 月 日													租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので申請します。																									
																										【現に行っている事業の概要】																									
【その他参考となるべき事項】																																																			
・ 設立時から現在に至るまでの経過概要																																																			
・ その他の参考事項																																																			
税理士署名押印													税理士署名押印																																						
税 務 署 処 理 欄 部 門													税 務 署 処 理 欄 部 門																																						
番 号													番 号																																						
入 力													入 力																																						
整理簿													整理簿																																						
備 考													備 考																																						
27.06 改正																																																			

改 正 後														改 正 前																																									
(240 特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書)																												(227 特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書)																											
特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書														特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書																																									
税務署受付印 平成 年 月 日 納 税 地 〒 電 話 () — (フリガナ) 医 療 法 人 の 名 称 法 人 番 号 税務署長経由 (フリガナ) 国 税 庁 長 官 殿 代 表 者 の 氏 名 ㊞														整理番号 〒 電 話 () — (フリガナ) 医 療 法 人 の 名 称 (フリガナ) 代 表 者 の 氏 名 ㊞																																									
特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめますので、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 6 項の規定に基づき届け出ます。																																																							
1 特定医療法人としての承認を受けた日 年 月 日																																																							
2 特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめようとする理由																																																							
3 その他参考となるべき事項																																																							
[注意事項]																																																							
・ 届出書は、正本及び副本 2 通を納税地の所轄税務署に提出してください。 ・ この届出書を提出すると、提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、特定医療法人としての承認の効力を失います。																																																							
税 理 士 署 名 押 印														㊞																																									
税 務 署 処 理 欄														部 門																																									
入 力														業 種 番 号																																									
番 号														整 理 簿																																									
備 考																																																							
27.06 改正																																																							

特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書														特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書													
税務署受付印 平成 年 月 日 納 税 地 〒 電 話 () — (フリガナ) 医 療 法 人 の 名 称 (フリガナ) 代 表 者 の 氏 名 ㊞														整理番号 〒 電 話 () — (フリガナ) 医 療 法 人 の 名 称 (フリガナ) 代 表 者 の 氏 名 ㊞													
特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめますので、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 6 項の規定に基づき届け出ます。																											
1 特定医療法人としての承認を受けた日 年 月 日																											
2 特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめようとする理由																											
3 その他参考となるべき事項																											
[注意事項]																											
・ 届出書は、正本及び副本 2 通を納税地の所轄税務署に提出してください。 ・ この届出書を提出すると、提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、特定医療法人としての承認の効力を失います。																											
税 理 士 署 名 押 印														㊞													
税 務 署 処 理 欄														部 門													
入 力														整 理 簿													
備 考																											

改 正 後	改 正 前						
(244 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書 1 使用目的 「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FCG5PC2) (以下「通知書」という。)は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。 2 出力対象 「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FCG5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書発送件名簿)」(FCC3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。) (以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。 3 出力時期 決議書により決裁を受けた後、出力する。 なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。 4 出力順序 次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。 (1) 本税徴収決議書 ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号 (注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。 (2) 加算税賦課決定決議書 決議番号 (注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。 5 出力要領 (1) 出力様式 本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。 なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。) を印字する。 (2) 主な出力項目の内容 イ 通知書 (共通部分) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題</td><td>当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「※」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「※」(アスタリスク) を印字して抹消する。</td></tr><tr><td>住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (法 人 名)</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所 (所在地) : 上段部分 (通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分 (領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字</td></tr></table>	項 目	内 容	標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「※」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「※」(アスタリスク) を印字して抹消する。	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (法 人 名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所 (所在地) : 上段部分 (通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分 (領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字	(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) (同 左)
項 目	内 容						
標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「※」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「※」(アスタリスク) を印字して抹消する。						
住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (法 人 名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所 (所在地) : 上段部分 (通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分 (領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字						

改 正 後	改 正 前																																				
(244 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td>下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。</td></tr><tr><td>税 目</td><td>「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。</td></tr><tr><td>信 託 の 名 称</td><td>何も印字しない。</td></tr><tr><td>納 期 等 の 区 分</td><td>賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。</td></tr><tr><td>徴 定 区 分</td><td>「告知」（34）を印字する。</td></tr><tr><td>法 定 納 期 限</td><td>「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。</td></tr><tr><td>納 期 限</td><td>国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。</td></tr><tr><td>本 税</td><td>本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。</td></tr><tr><td>重 加 算 税</td><td>賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。</td></tr><tr><td>不 納 付 加 算 税</td><td>賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。</td></tr><tr><td>告 知 額 計</td><td>賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。</td></tr><tr><td>延 滞 税</td><td>通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。</td></tr><tr><td>内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示</td><td>（本税等の内訳は裏面のとおりです。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「＊」（アスタリスク）を印字する。</td></tr><tr><td>主 文</td><td>処分の種類ごとに次の定型文を印字する。<table><tr><td>① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付）</td><td>◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付）</td><td>◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合</td><td>◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr></table></td></tr></table>	項 目	内 容		下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。	税 目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。	信 託 の 名 称	何も印字しない。	納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。	徴 定 区 分	「告知」（34）を印字する。	法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。	納 期 限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。	本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。	重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。	不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。	告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。	延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。	内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	（本税等の内訳は裏面のとおりです。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「＊」（アスタリスク）を印字する。	主 文	処分の種類ごとに次の定型文を印字する。 <table><tr><td>① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付）</td><td>◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付）</td><td>◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合</td><td>◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr></table>	① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付）	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。	② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付）	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。	③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) (同 左)
項 目	内 容																																				
	下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。																																				
税 目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。																																				
信 託 の 名 称	何も印字しない。																																				
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。																																				
徴 定 区 分	「告知」（34）を印字する。																																				
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。																																				
納 期 限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。																																				
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。																																				
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。																																				
不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。																																				
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。																																				
延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。																																				
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	（本税等の内訳は裏面のとおりです。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「＊」（アスタリスク）を印字する。																																				
主 文	処分の種類ごとに次の定型文を印字する。 <table><tr><td>① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付）</td><td>◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付）</td><td>◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合</td><td>◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr></table>	① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付）	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。	② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付）	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。	③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																														
① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付）	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																				
② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付）	◎ 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																				
③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎ 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																				

改 正 後		改 正 前																																																	
(244 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)		(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)																																																	
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)</td><td>◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>⑤ 重加算税の賦課決定がある場合</td><td>◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>⑥ 本税の納税の告知をする場合 (重加算税の賦課決定のみ)</td><td>◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>⑦ 重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合 (調査自主)</td><td>◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>⑧ 重加算税のみを賦課決定する場合 (調査自主)</td><td>◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>⑨ 本税の納税の告知と調査自主納付が混在する場合 (不納付加算税のみ)</td><td>◎ 本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。 このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第 67 条第 1 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>第 号</td><td>本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。</td></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。</td></tr><tr><td>国 税 収 納 命 令 官</td><td>通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。</td></tr><tr><td>官 印</td><td>税務署長印を印字する。</td></tr><tr><td>納付場所及び不服申立て等について</td><td>納付場所及び教示文を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑥ 本税の納税の告知をする場合 (重加算税の賦課決定のみ)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑦ 重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合 (調査自主)	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑧ 重加算税のみを賦課決定する場合 (調査自主)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑨ 本税の納税の告知と調査自主納付が混在する場合 (不納付加算税のみ)	◎ 本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。 このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第 67 条第 1 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。	平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。	国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。	納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)</td><td>◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>⑤ 重加算税の賦課決定がある場合</td><td>◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>(追 加)</td><td></td></tr><tr><td>(追 加)</td><td></td></tr><tr><td>(追 加)</td><td></td></tr><tr><td>(追 加)</td><td></td></tr><tr><td>第 号</td><td>本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。</td></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。</td></tr><tr><td>国 税 収 納 命 令 官</td><td>通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。</td></tr><tr><td>官 印</td><td>税務署長印を印字する。</td></tr><tr><td>納付場所及び不服申立て等について</td><td>納付場所及び教示文を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。	(追 加)		(追 加)		(追 加)		(追 加)		第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。	平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。	国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。	納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。
項 目	内 容																																																		
④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																																		
⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																																		
⑥ 本税の納税の告知をする場合 (重加算税の賦課決定のみ)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																																		
⑦ 重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合 (調査自主)	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																																		
⑧ 重加算税のみを賦課決定する場合 (調査自主)	◎ 上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																																		
⑨ 本税の納税の告知と調査自主納付が混在する場合 (不納付加算税のみ)	◎ 本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。 このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第 67 条第 1 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																																		
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。																																																		
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。																																																		
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。																																																		
官 印	税務署長印を印字する。																																																		
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。																																																		
項 目	内 容																																																		
④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)	◎ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																																		
⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	◎ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎ 上記のとおり納付してください。																																																		
(追 加)																																																			
(追 加)																																																			
(追 加)																																																			
(追 加)																																																			
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。																																																		
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。																																																		
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。																																																		
官 印	税務署長印を印字する。																																																		
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。																																																		
ロ 領収済通知書		ロ 領収済通知書																																																	
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>年 度</td><td>所属する会計年度を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号</td><td>通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。</td></tr><tr><td>整 理 番 号</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>合 計 額</td><td>賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	年 度	所属する会計年度を印字する。	税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。	整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。	合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>年 度</td><td>所属する会計年度を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号</td><td>通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。</td></tr><tr><td>整 理 番 号</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>合 計 額</td><td>賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	年 度	所属する会計年度を印字する。	税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。	整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。	合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。																												
項 目	内 容																																																		
年 度	所属する会計年度を印字する。																																																		
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。																																																		
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。																																																		
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。																																																		
項 目	内 容																																																		
年 度	所属する会計年度を印字する。																																																		
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。																																																		
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。																																																		
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。																																																		

改 正 後			改 正 前																																																									
(244 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)			(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)																																																									
ハ 領収控兼払込取扱票等			(同 左)																																																									
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド</td><td>合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。</td></tr><tr><td>収 納 代 行</td><td>コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。</td></tr><tr><td>バ ー コ ー ド 有 効 期 限</td><td>コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。</td></tr></table>			項 目	内 容	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。	収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。	バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。																																																		
項 目	内 容																																																											
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。																																																											
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。																																																											
バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。																																																											
ニ 通知書裏面																																																												
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>整 理 番 号</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。</td></tr><tr><td rowspan="9">納 期 等 の 区 分</td><td>所 得 種 類</td></tr><tr><td><table><tr><td>名 称</td><td>所 得 種 類</td><td>名 称</td><td>所 得 種 類</td></tr><tr><td>給 与</td><td>俸給・給料等</td><td>匿 名 組 合</td><td>匿名組合契約</td></tr><tr><td>退 職</td><td>退職手当等</td><td>配 当</td><td>配当等</td></tr><tr><td>報 酬</td><td>報酬・料金等</td><td>定 期 積 金</td><td>定期積金等</td></tr><tr><td>公的年金</td><td>公的年金等</td><td>懸 賞 金 等</td><td>懸賞金等</td></tr><tr><td>生命保険</td><td>生命・損害保険契約等</td><td>上 場 株 式</td><td>上場株式等</td></tr><tr><td>非居住者</td><td>非居住者・外国法人</td><td>償 還 差 益</td><td>償還差益</td></tr><tr><td>利 子</td><td>利子等</td><td></td><td></td></tr></table></td></tr><tr><td>年 月 分</td><td>支払年月を印字する</td></tr><tr><td>納 付 年 月 日</td><td>法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。</td></tr><tr><td>法 定 納 期 限</td><td>「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。</td></tr><tr><td>本 税</td><td>本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を()書きで印字する。</td></tr><tr><td rowspan="2">不 納 付 加 算 税 等</td><td>区 分</td><td>重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。</td></tr><tr><td>税 額</td><td>「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。</td></tr><tr><td colspan="2">延 滞 税</td><td>次の算式により計算した金額を印字する。 本税額(万円未満 の端数切り捨て) × 延滞税の割合 × 期間(日数) = 延滞税額 3 6 5 (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。</td></tr></table>			項 目	内 容	整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。	納 期 等 の 区 分	所 得 種 類	<table><tr><td>名 称</td><td>所 得 種 類</td><td>名 称</td><td>所 得 種 類</td></tr><tr><td>給 与</td><td>俸給・給料等</td><td>匿 名 組 合</td><td>匿名組合契約</td></tr><tr><td>退 職</td><td>退職手当等</td><td>配 当</td><td>配当等</td></tr><tr><td>報 酬</td><td>報酬・料金等</td><td>定 期 積 金</td><td>定期積金等</td></tr><tr><td>公的年金</td><td>公的年金等</td><td>懸 賞 金 等</td><td>懸賞金等</td></tr><tr><td>生命保険</td><td>生命・損害保険契約等</td><td>上 場 株 式</td><td>上場株式等</td></tr><tr><td>非居住者</td><td>非居住者・外国法人</td><td>償 還 差 益</td><td>償還差益</td></tr><tr><td>利 子</td><td>利子等</td><td></td><td></td></tr></table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公的年金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生命保険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非居住者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等			年 月 分	支払年月を印字する	納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。	法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。	本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を()書きで印字する。	不 納 付 加 算 税 等	区 分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。	税 額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。	延 滞 税		次の算式により計算した金額を印字する。 本税額(万円未満 の端数切り捨て) × 延滞税の割合 × 期間(日数) = 延滞税額 3 6 5 (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。			
項 目	内 容																																																											
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。																																																											
納 期 等 の 区 分	所 得 種 類																																																											
	<table><tr><td>名 称</td><td>所 得 種 類</td><td>名 称</td><td>所 得 種 類</td></tr><tr><td>給 与</td><td>俸給・給料等</td><td>匿 名 組 合</td><td>匿名組合契約</td></tr><tr><td>退 職</td><td>退職手当等</td><td>配 当</td><td>配当等</td></tr><tr><td>報 酬</td><td>報酬・料金等</td><td>定 期 積 金</td><td>定期積金等</td></tr><tr><td>公的年金</td><td>公的年金等</td><td>懸 賞 金 等</td><td>懸賞金等</td></tr><tr><td>生命保険</td><td>生命・損害保険契約等</td><td>上 場 株 式</td><td>上場株式等</td></tr><tr><td>非居住者</td><td>非居住者・外国法人</td><td>償 還 差 益</td><td>償還差益</td></tr><tr><td>利 子</td><td>利子等</td><td></td><td></td></tr></table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与		俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公的年金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生命保険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非居住者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等																												
	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類																																																								
	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約																																																								
	退 職	退職手当等	配 当	配当等																																																								
	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等																																																								
	公的年金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等																																																								
	生命保険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等																																																								
	非居住者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益																																																								
利 子	利子等																																																											
年 月 分	支払年月を印字する																																																											
納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。																																																											
法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。																																																											
本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を()書きで印字する。																																																											
不 納 付 加 算 税 等	区 分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。																																																										
	税 額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。																																																										
延 滞 税		次の算式により計算した金額を印字する。 本税額(万円未満 の端数切り捨て) × 延滞税の割合 × 期間(日数) = 延滞税額 3 6 5 (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。																																																										

改正後	改正前								
(244 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td></td><td>ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋4％」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋1％」のいずれか低い割合 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</td></tr></table> 6 記載事項 (削 除) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。 イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。 ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。 ハ 次により記載した教示文を同封する。 (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。 (ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。 7 留意事項 (1) 処分の理由書の作成 主文の項目のうち③～⑨については、別途OAシステムにより処分の理由書（納税の告知、重加算税、不納付加算税の理由を記載した書面）を作成することに留意する。 (2) 送付に当たっての留意事項	項目	内容		ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋4％」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋1％」のいずれか低い割合 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td></td><td>ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋4％」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋1％」のいずれか低い割合 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</td></tr></table> 6 記載事項 (1) 主文の項目に「⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。 なお、本税の納税の告知並びに重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。 イ 本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合 『及び「不納付加算税」』の部分を抹消する。 ロ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合 「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ハ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合 『及び「不納付加算税」』及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ニ 本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合 『「重加算税」及び』の部分を抹消する。 ホ 本税の納税の告知のみを行う場合 『上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。』及び「及び加算税賦課決定』の部分を抹消する。 ヘ 調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合 『「重加算税」及び』及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。 イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。 ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。 ハ 次により記載した教示文を同封する。 (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。 (ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。 7 送付に当たっての留意事項 (追 加)	項目	内容		ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋4％」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋1％」のいずれか低い割合 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
項目	内容								
	ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋4％」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋1％」のいずれか低い割合 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。								
項目	内容								
	ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋4％」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋1％」のいずれか低い割合 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。								

改正後	改正前
(244 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) (同 左)

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(246 処分の理由書（同時送付用）（正本）） 処分の理由 別紙 <table><tr><td>本納税告知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、同封しています「源泉所得税及び復興特別所得税の調査結果について」のとおり、貴法人（あなた）が納付すべき俸給・給料等（賞与）、税理士報酬等の支払に係る源泉所得税及び復興特別所得税であり、法定納期限までに納付がされていないと認められますので、国税通則法第36条の規定により納税の告知を行います。</td></tr><tr><td>(以下余白)</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>	本納税告知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、同封しています「源泉所得税及び復興特別所得税の調査結果について」のとおり、貴法人（あなた）が納付すべき俸給・給料等（賞与）、税理士報酬等の支払に係る源泉所得税及び復興特別所得税であり、法定納期限までに納付がされていないと認められますので、国税通則法第36条の規定により納税の告知を行います。	(以下余白)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
本納税告知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、同封しています「源泉所得税及び復興特別所得税の調査結果について」のとおり、貴法人（あなた）が納付すべき俸給・給料等（賞与）、税理士報酬等の支払に係る源泉所得税及び復興特別所得税であり、法定納期限までに納付がされていないと認められますので、国税通則法第36条の規定により納税の告知を行います。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(以下余白)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

改 正 後																		改 正 前																																																																							
(247) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書																																				(233) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書																																																					
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書																																				源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書																																																					
税務署受付印 ※整理番号																		税務署受付印 ※整理番号																																																																							
平成 年 月 日 税務署長殿																		〒																		(フリガナ)																																																					
																		住所又は本店の所在地																		氏名又は名称																																																					
																		電話																		住所又は本店の所在地																																																					
																		個人番号又は法人番号																		(フリガナ)																																																					
																		代表者氏名																		代表者氏名																																																					
次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。																																																																																									
給与支払事務所等に関する事項																		給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。																		〒																																																					
																		電話																		電話																																																					
																		申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕																		月 区 分																		支 給 人 員																		支 給 額																	
																		年 月																		外																		人																		円																	
																		年 月																		外																		人																		円																	
																		年 月																		外																		人																		円																	
																		年 月																		外																		人																		円																	
																		年 月																		外																		人																		円																	
																		年 月																		外																		人																		円																	
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細																																				1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細																																																					
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日																																				2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日																																																					
税 理 士 署 名 押 印																																																																																									
※税務署処理欄																																																																																									
27.06改正																																																																																									

税 理 士 署 名 押 印																		税 理 士 署 名 押 印																	
※税務署処理欄																		※税務署処理欄																	
24.12改正																		24.12改正																	

改 正 後	改 正 前
(247 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等 1 源泉所得税の納期の特例の制度について (1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。 (注) 「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。 (2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。 (注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。 (例) 申請書を提出した (給与等) (納期限) 月が 2 月中の場合 2 月支給分 → 3 月 10 日まで 3 月～6 月支給分 → 7 月 10 日まで (3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。 したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。 イ 給与等及び退職手当等 (非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。) について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税 ロ 弁護士 (外国法事務弁護士を含みます。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員 (企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。)、測量士補、建築代理士 (建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。)、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人 (自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。) 又は技術士補 (技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。) の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税 (4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。 (支給期間) (納期限) 1 月～6 月支給分 → 7 月 10 日まで 7 月～12 月支給分 → 翌年 1 月 20 日まで (5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。 ◎ 注意 滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。 2 各欄の記載方法 (1) 「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地を、「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「個人番号又は法人番号」欄には申請者の個人番号又は法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。 (2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。 (3) 「申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前 6 か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。 この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。 (4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。 3 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(233 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等 1 源泉所得税の納期の特例の制度について (1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。 (注) 「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。 (2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。 (注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。 (例) 申請書を提出した (給与等) (納期限) 月が 2 月中の場合 2 月支給分 → 3 月 10 日まで 3 月～6 月支給分 → 7 月 10 日まで (3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。 したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。 イ 給与等及び退職手当等 (非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。) について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税 ロ 弁護士 (外国法事務弁護士を含みます。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員 (企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。)、測量士補、建築代理士 (建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。)、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人 (自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。) 又は技術士補 (技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。) の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税 (4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。 (支給期間) (納期限) 1 月～6 月支給分 → 7 月 10 日まで 7 月～12 月支給分 → 翌年 1 月 20 日まで (5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。 ◎ 注意 滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。 2 各欄の記載方法 (1) 「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。 (2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。 (3) 「申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前 6 か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。 この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。 (4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。 3 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(250) 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書													
税務署長殿						※整理番号							
						住所又は本店の所在地		〒					
						(フリガナ)		電話 — —					
						氏名又は名称							
						個人番号又は法人番号 (フリガナ)		※個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、コードから転載してください。 					
代表者氏名						⑤							
次の給与支払事務所等につき、所得税法第218条の規定により、次のとおり届け出ます。													
給与支払事務所に 関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。					〒							
						電話 — —							
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕					人 { 外 } 人							
	給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等												
税理士署名押印						⑥							
※税務署処理欄	起案	・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	入力	名簿	通信日付印	確認印
	決裁	・ ・										年 月 日	
	番号確認		身元確認		確認書類								
	☐ 済		☐ 未済		個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()								
27.06改正													

改 正 前

(236) 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書													
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿						※整理番号							
						(フリガナ)							
						氏名又は名称		〒					
						住所又は本店の所在地							
						(フリガナ)		電話 — —					
代表者氏名						㊞							
次の給与支払事務所等につき、所得税法第218条の規定により、次のとおり届け出ます。													
給 与 支 払 事 務 所 等 に 関 する 事 項	給与支払事務所の所在地 ※ 提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所の所在地とが異なる場合に記載してください。					〒 電話 — —							
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕					人 ⎡ 外 ⎤ 人							
	給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等												
税 理 士 署 名 押 印						㊞							
※ 税 務 署 処 理 欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	部 門	決算期	業種 番号	入 力	名 簿	通信日付印	確認印
	決裁	. .										年 月 日	

24.06 改正

24.06 改正

改 正 後	改 正 前
(250 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書) 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等 1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。 2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくことになります。 (例) この届出書を提出した (給与等) (納期限) 日が 3 月中の場合 1 月～2 月支給分 → 4 月 10 日まで (※) 3 月支給分 → 4 月 10 日まで 4 月支給分以降 → 翌月 10 日まで ※ 1 月～2 月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3 月分以降は、一般分 (毎月納付用) の徴収高計算書を使用してください。 3 各欄は、次により記載してください。 (1) 「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地を、「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「個人番号又は法人番号」欄には提出者の個人番号又は法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。 (2) 「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。 (3) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者 (臨時に雇用している者は除きます。) の数を記載してください。なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。 (4) 「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。 (例ー「事業拡大のため」、「合併のため」等) (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(236 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書) 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等 1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。 2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくことになります。 (例) この届出書を提出した (給与等) (納期限) 日が 3 月中の場合 1 月～2 月支給分 → 4 月 10 日まで (※) 3 月支給分 → 4 月 10 日まで 4 月支給分以降 → 翌月 10 日まで ※ 1 月～2 月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3 月分以降は、一般分 (毎月納付用) の徴収高計算書を使用してください。 3 各欄は、次により記載してください。 (1) 「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。 (2) 「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。 (3) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者 (臨時に雇用している者は除きます。) の数を記載してください。なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。 (4) 「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。 (例ー「事業拡大のため」、「合併のため」等) (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後																				改正前																			
(252) 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書																				(238) 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書																			
源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項 の電磁的方法による提供の承認申請書																				源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項 の電磁的方法による提供の承認申請書																			
税務署受付印 ※整理番号 住所又は所在地 電話 氏名又は名称 個人番号又は 法人番号 代表者氏名 平成 年 月 日 税務署長殿																				税務署受付印 ※整理番号 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名 平成 年 月 日 税務署長殿																			
☐ 第 198 条第 2 項（給与等関係） 所得税法 ☐ 第 203 条第 4 項（退職手当等関係） ☐ 第 203 条の 5 第 4 項（公的年金等関係） 次の 1 又は 2 の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。																				☐ 第 198 条第 2 項（給与等関係） 所得税法 ☐ 第 203 条第 4 項（退職手当等関係） ☐ 第 203 条の 5 第 4 項（公的年金等関係） 次の 1 又は 2 の措置を講じています（講ずる予定です）。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（I D）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている（講ずる予定の）措置が上記 2 に該当する場合には、その用いる識別符号（I D）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた 10 桁の英数字）																			
電磁的方法の種類 電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容																				電磁的方法の種類 電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容																			
その他参考事項																				その他参考事項																			
税理士署名押印																				税理士署名押印																			
※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 入力 名簿 通信日付印 年月日 確認印																				※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 入力 名簿 通信日付印 年月日 確認印																			
27.06 改正																				24.12 改正																			

改 正 後	改 正 前
(252) 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等 1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について (1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。 (注) この特例の対象となる申告書は、次のものです。 ① 所得税法第198条第2項の規定によるもの ・給与所得者の扶養控除等申告書（所法194） ・従たる給与についての扶養控除等申告書（所法195） ・給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法195の2） ・給与所得者の保険料控除申告書（所法196） ② 所得税法第203条第4項の規定によるもの ・退職所得の受給に関する申告書（所法203） ③ 所得税法第203条の5第4項の規定によるもの ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の5） (2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。 (注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。 (3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。 ◎注意 1 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。 ① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置 ② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置 ③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置 2 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。 2 各欄の記載方法 (1) 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。 (注) この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。 (2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付してください。 (3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (4) 「※」欄は、記載しないでください。 3 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(238) 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等 1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について (1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。 (注) この特例の対象となる申告書は、次のものです。 ① 所得税法第198条第2項の規定によるもの ・給与所得者の扶養控除等申告書（所法194） ・従たる給与についての扶養控除等申告書（所法195） ・給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法195の2） ・給与所得者の保険料控除申告書（所法196） ② 所得税法第203条第4項の規定によるもの ・退職所得の受給に関する申告書（所法203） ③ 所得税法第203条の5第4項の規定によるもの ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の5） (2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。 (注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。 (3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。 ◎注意 1 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。 ① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置 ② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置 ③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置 2 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。 2 各欄の記載方法 (1) 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。 (注) この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。 (2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付してください。 (3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (4) 「※」欄は、記載しないでください。 3 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(253 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

税務署交付印

※整理番号

住所又は所在地

電話

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

代表者氏名

平成 年 月 日

税務署長殿

所得税法

☐ 第 198 条第 2 項（給与等関係）

☐ 第 203 条第 4 項（退職手当等関係）

☐ 第 203 条の 5 第 4 項（公的年金等関係）

の規定の適用を受けることを取りやめたいので

この旨届け出ます。

承認年月日

参 考 事 項

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄

部門

決算期

業種番号

入力

名簿

通信日付印

年 月 日

確認印

番号確認

身元確認

確認書類

☐ 済

☐ 未済

個人番号カード／通知カード・運転免許証

(注意事項)

1 この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者（所得税法第 198 条第 2 項、第 203 条第 4 項又は第 203 条の 5 第 4 項）が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。

2 この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

(届出書の書き方)

1 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

2 本文には、届出の対象とする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付してください。

3 「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。

4 「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。

5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

6 「※」欄は、記載しないでください。

7 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

27.06 改正

（規格 A 4）

改正前

(239 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

税務署交付印

※整理番号

氏名又は名称

住所又は所在地

電話

代表者氏名

平成 年 月 日

税務署長殿

所得税法

☐ 第 198 条第 2 項（給与等関係）

☐ 第 203 条第 4 項（退職手当等関係）

☐ 第 203 条の 5 第 4 項（公的年金等関係）

の規定の適用を受けることを取りやめたいので

この旨届け出ます。

承認年月日

参 考 事 項

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄

部門

決算期

業種番号

入力

名簿

通信日付印

年 月 日

確認印

(注意事項)

1 この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者（所得税法第 198 条第 2 項、第 203 条第 4 項又は第 203 条の 5 第 4 項）が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。

2 この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

(届出書の書き方)

1 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

2 本文には、届出の対象とする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付してください。

3 「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。

4 「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。

5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

6 「※」欄は、記載しないでください。

7 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

24.12 改正

（規格 A 4）

前

正

改

(244 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書													
給与等の支払者						住所又は所在地 〒		税務署長					
						氏名又は名称							
二重連番	徴収繰延承認申請者			給与の最終支払月中に支払われる給与	Aに對する源泉徴収税額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる給与引当額の平均月額額(A-B×C)	給与の最終支払月の前月までの純引き当額の平均月額額(E×70%)	平均月額額の7割に按じられ、経理上の手取額との差額(F-D)	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額(C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C×H (C-H)の1/2	備考	
所属部署番号	申請月日	住	所	氏名	印								
						A	B	C	D	E	F	G	
												H	
												承認額 円 1月 円 2月 円	
												承認額 円 1月 円 2月 円	
												承認額 円 1月 円 2月 円	
												承認額 円 1月 円 2月 円	

(処分の理由)

上記の者から平成 年 月 日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。

平成 年 月 日 税務署長 ㊦

(規格 A 4)

24. 12 改正

後

正

改

(258 年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下） 通知書												
給 与 等 の 支 払 者		住 所 又 は 所 在 地		〒								
		氏 名 又 は 名 称		殿								
徴 収 繰 延 承 認 申 請 者		所 属 部 課 名		申 請 年 月 日								
		住 住 所										
繰 延 承 認 を 受 け よ う と す る		氏 氏 名	給与の最終支払 月中に支払われ る給与	Aに対する源泉 徴収額	年末調整による 不足額	給与の最終支払 月中に支払われ る給与引当額 (A-B-C)	D 税引手取額の平 均月額	E 平均月額額の7 割相当額 (E×70%)	F 平均月額額の7 割し最終支払月 の手取額との差 額 (F-D)	G 年末調整による 不足額のうちそ の年徴収すべき 不足額 (C-O)	H 徴収繰延を受けよ うとする額とそ の月別 徴収額 (C-H)の1/2	備 考
		A	B	C	D	E	F	G	H	承認額 円 1月 円 2月 円		
平成 年 月 日		税 務 署 長		⑥		(処分の理由)						

(規格 A 4)

27.06 改正

改 正 後

(259) 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号		
		所在地		〒
		(フリガナ)		電話
		名 称		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
代 表 者 氏 名		③		
代 表 者 の 住 所 又 は 居 所		〒	電話	
所得税法施行規則第40条の4の規定により所得税法施行令第208条第2号の規定による承認を受けた ので、この旨申請します。				
事業開始年月日	平成 年 月 日	申請日現在の加入 (見込) 職員数	人	
① 互助会の事業が所得税法施行令第208条第2号イに規定する給付のみを行うものであることの説明				
② ①の給付に要する費用は、主として職員が負担する掛金及び地方公共団体の補助金によって充てられるものであることの説明				
③ 加入資格のある者の全員が加入しているものであることの説明				

税 理 士 署 名 押 印	③
---------------	---

※ 税 務 署 処 理 欄	起 案	・ ・	署 長	副 署 長	統 括 官	担 当 者	整 理 簿	処 理 事 績	処 理 内 容	承認 ・ 却 下	
	決 裁	・ ・							通知年月日	・ ・	
	(摘要)						番 号		通 知 書	(却下理由)	

(規格A4)

27.06 改正

改 正 前

(245) 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書										
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿					※整理番号					
					(フリガナ)					
					名 称					
					所 在 地		〒 電話 - -			
					(フリガナ)					
代 表 者 氏 名		〒 電話 - -								
代 表 者 の 住 所 又 は 居 所										
所得税法施行規則第40条の4の規定により所得税法施行令第208条第2号の規定による承認を受けた ので、この旨申請します。										
事業開始年月日		平成 年 月 日		申請日現在の加入 (見込) 職員数		人				
① 互助会の事業が所得税法施行令第208条第2号イに規定する給付のみを行うものであることの説明										
② ①の給付に要する費用は、主として職員が負担する掛金及び地方公共団体の補助金によって充てられるものであることの説明										
③ 加入資格のある者の全員が加入しているものであることの説明										
税 理 士 署 名 押 印 ②										
※ 税 務 署 処 理 欄	起 案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 . 却下
	決 裁	. .							通知年月日	. .
	(摘要)						通知書		(却下理由)	

14.07 改正

(規格 A 4)

27.06 改正	
----------	--

14.07 改正

改 正 後	改 正 前
(259) 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書) 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度 に 関 す る 承 認 申 請 書 の 記 載 要 領 等 1 提出部数 この申請書は、2部提出してください。 2 添付書類 この申請書には、次の書類をそれぞれ1部添付してください。 ① 貴互助会の設立に係る条例 ② 貴互助会の定款又は規約 ③ 貴互助会の決算書（直前事業年度に係るもの） ④ 貴互助会の予算書（現事業年度に係るもの） 3 各欄は、次により記載してください。 (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者の住所又は居所」の各欄には、申請者（互助会）の主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びに代表者の氏名及び住所若しくは居所をそれぞれ記載してください。 (2) 「①」から「③」の各欄には、それぞれに掲げる要件を備えていることの実を記載してください。 (3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (4) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(245) 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書) 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度 に 関 す る 承 認 申 請 書 の 記 載 要 領 等 1 提出部数 この申請書は、2部提出してください。 2 添付書類 この申請書には、次の書類をそれぞれ1部添付してください。 ① 貴互助会の設立に係る条例 ② 貴互助会の定款又は規約 ③ 貴互助会の決算書（直前事業年度に係るもの） ④ 貴互助会の予算書（現事業年度に係るもの） 3 各欄は、次により記載してください。 (1) 「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「代表者の住所又は居所」の各欄には、申請者（互助会）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所若しくは居所をそれぞれ記載してください。 (2) 「①」から「③」の各欄には、それぞれに掲げる要件を備えていることの実を記載してください。 (3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (4) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

〔263〕 特定退職金共済団体に関する承認申請書

特定退職金共済団体に関する承認申請書

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

※整理番号

〒

所 在 地

電話

（フリガナ）

名 称

法 人 番 号

（フリガナ）

代 表 者 氏 名

（フリガナ）

退職金共済事業の責任者氏名

所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済事業を開始しようとする年月日

平成 年 月 日

申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数

事業者の数

人

従業員の数

人

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者（注1）である理事の数が占める割合（注1）一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。

① その理事の配偶者

② その理事の三親等以内の親族

③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ その理事の使用人

⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

（注2）裏面5（理事の状況）に、各理事の氏名、住所等を記載してください。

理事の総数（A）

人

「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数（B）

人

$(B \div A) \times 100$

%

（注）33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。

承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日

昭和 年 月 日

平成

申請書に添付した書類（該当するものの符号を○で囲んでください。）

1 退職金共済規程

2 定款の写し（一般社団法人又は一般財団法人に限ります。）

3 退職金共済事業目論見書

4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書（退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限ります。）

5 退職金共済規程の基となる条例（退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限ります。）

税 理 士 署 名 押 印

⑨

※ 税務署処理欄

起案

決裁

（摘要）

署 長

副署長

統括官

担当者

整理簿

処 理 事 績

処理内容

承認

却下

（規格A4）

改正前

〔249〕 特定退職金共済団体に関する承認申請書

特定退職金共済団体に関する承認申請書

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

※整理番号

（フリガナ）

名 称

所 在 地

（フリガナ）

代 表 者 氏 名

（フリガナ）

退職金共済事業の責任者氏名

所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済事業を開始しようとする年月日

平成 年 月 日

申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数

事業者の数

人

従業員の数

人

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者（注1）である理事の数が占める割合（注1）一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。

① その理事の配偶者

② その理事の三親等以内の親族

③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ その理事の使用人

⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

（注2）裏面5（理事の状況）に、各理事の氏名、住所等を記載してください。

理事の総数（A）

人

「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数（B）

人

$(B \div A) \times 100$

%

（注）33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。

承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日

昭和 年 月 日

平成

申請書に添付した書類（該当するものの符号を○で囲んでください。）

1 退職金共済規程

2 定款の写し（一般社団法人又は一般財団法人に限ります。）

3 退職金共済事業目論見書

4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書（退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限ります。）

5 退職金共済規程の基となる条例（退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限ります。）

税 理 士 署 名 押 印

⑨

※ 税務署処理欄

起案

決裁

（摘要）

署 長

副署長

統括官

担当者

整理簿

処 理 事 績

処理内容

承認

却下

（規格A4）

27.06改正

21.06改正

改 正 後						改 正 前																																																																																																																																																																																																					
(263) 特定退職金共済団体に関する承認申請書)						(249) 特定退職金共済団体に関する承認申請書)																																																																																																																																																																																																					
特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等						特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等																																																																																																																																																																																																					
1 提出部数 この申請書は、3部提出してください。 2 添付書類 この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。 ① 退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書 ② 一般社団法人又は一般財団法人にあっては、①のほかに定款の写し なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書 ③ 退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例 3 各欄は、次により記載してください。 (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 (2) 「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。 (3) 「承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日」欄は、所得税法施行令第75条第1項の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し通知を受けた日を記載してください。 (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (5) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。 (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 5 理事の状況						1 提出部数 この申請書は、3部提出してください。 2 添付書類 この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。 ① 退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書 ② 一般社団法人又は一般財団法人にあっては、①のほかに定款の写し なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書 ③ 退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例 3 各欄は、次により記載してください。 (1) 「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 (2) 「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。 (3) 「承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日」欄は、所得税法施行令第75条第1項の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し通知を受けた日を記載してください。 (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (5) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。 (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 5 理事の状況																																																																																																																																																																																																					
<table><tr><th>一連 番号</th><th>氏名</th><th>住所</th><th>職名</th><th>続柄等</th><th>就任年月日</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日																																																																																											<table><tr><th>一連 番号</th><th>氏名</th><th>住所</th><th>職名</th><th>続柄等</th><th>就任年月日</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日																																																																																										
一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日																																																																																																																																																																																																						
一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日																																																																																																																																																																																																						
(注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。 2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。 3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。						(注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。 2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。 3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。																																																																																																																																																																																																					

改 正 後

(264 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号		
		〒		
		所在地		電話 — —
		(フリガナ)		
		名称		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名		㊟
退職金共済事業 の責任者氏名		(フリガナ)		
所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。				
退職金共済規程を変更しようとする年月日			平成 年 月 日	
申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。				
従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。 ☐ はい ☐ いいえ				
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者（注1）である理事の数が占める割合（注1）一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 （注2）理事の状況について、裏面5に記載してください。		理事の総数（A）		人
		「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事（左欄①～⑥）」のグループのうち最も人数が多いグループの人数（B）		人
		$(B \div A) \times 100$ （注）33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。		%
変更の内容	項 目	内 容		
上記の変更を行うこととする事情等				

税 理 士 署 名 押 印

㊟

※税務署処理欄	起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・ ・							通知年月日	・ ・
	(摘要)						番 号	通知書		

(規格A4)

27.06 改正

改 正 前

(250) 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 名 称		※整理番号					
		所 在 地		〒					
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話		— —			
		(フリガナ) 退職金共済事業 の 責 任 者 氏 名							
		所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。							
退職金共済規程を変更しようとする年月日				平成 年 月 日					
申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。									
従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。 ☐ はい ☐ いいえ									
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 理事の状況について、裏面5に記載してください。				理事の総数 (A)		人			
				「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)		人			
				$(B \div A) \times 100$ (注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。		%			
変 更 の 内 容	項 目		内 容						
上 記 の 変 更 を 行 う こ と と す る 事 情 等									
税 理 士 署 名 押 印			⑧						
※ 税 務 署 処 理 欄	起 案	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処 理 内 容	承認 ・ 却 下
	決 裁							通知年月日	・ ・
	(摘要)					通知書			

21.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(264 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

1 提出部数
この申請書は、2部提出してください。

2 添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

① 変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）
② 一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
③ その他参考となる書類

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2) 「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。

(3) 「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。

(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

(1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。

(2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況

一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

(注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇（又は一連番号）の配偶者」と記載してください。
3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改 正 前

(250) 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

- 1 提出部数
この申請書は、2部提出してください。
- 2 添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。
 - ① 変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）
 - ② 一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
 - ③ その他参考となる書類
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
 - (3) 「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
 - (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

(注)

- 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
- 2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
- 3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

- 1 提出部数
この申請書は、2部提出してください。
- 2 添付書類
この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。
 - ① 変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）
 - ② 一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
 - ③ その他参考となる書類
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
 - (3) 「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
 - (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況

[illegible]

- (注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改 正 前

(254 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用)給与等・公的年金等・報酬等)


 税務署長 殿
 年 月 日 提出

住 所 (居所) _____
 氏 名 _____
 職 業 _____
 電 話 () _____

この欄には
書かないで
ください。

索引番号	
------	--

平成 年分 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 { あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。

災害の 原 因		被害者 を受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損害額 (A×被害割合) B	保険金などで補 てんされる金額 C	差引損害額 (B－C) D	損害割合 (D/A) E
	.	.	住宅 家財					% ①
								% ②

2 所得の見積額 { あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
} なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所	収入金額 A 円	必要経費等 B 円	事業主等 控除額 C 円	所得金額 (A-B-C) 円

合 計 (租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。) ③

徴収猶予期間 又は還付金額等	あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の 名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。		
給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地	

(裏面を参照)	徴収猶予期間	還付を受けようとする額	イ 銀行等	銀行	本店・本所
	・ ・ から ・ ・ まで	※ 還付される税金の受取場所を 右記に書き入れてください。	円	金庫・組合	出張所
				農協・漁協	支店・支所
				預金 口座番号	
			ロ ゆうちょ銀行の貯金口座		
			貯金口座の記号番号	—	
			ハ 郵便局等窓口		

(用)	まで	右記に書き入れてください。	貯金口座の記号番号	—
			ハ 郵便局等窓口	

支払者の証明	あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。
給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	平成 年 月 日
今年の1月からの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額（内訳は別紙のとおり。）	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長
（支払者の証明） 上記のとおり相違ありません。	
平成 年 月 日	給与等又は公的年金等の支払者の 所在地
	名 称

給与等又は公的年金等
平成 年 月 日

※ 税務署処理欄（この欄には書かないでください。）

平成 年 月 日				姓 名				印					
※ 税務署処理欄（この欄には書かないでください。）													
起案	・	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通 信	日 付	印	確 認	印
決裁	・	・								年 月 日			
調査事項	区 分	災害直前の価額	損 害 額	補てん金額	差引 損害額	損害割合	(摘要)						
	住 宅	円	円	円	円	%							
	家 財												
処理区分	還 付	承認・却下	(還付税額)		円	却下事由							
	徴収猶予	承認・却下	自 至	(猶予期間)		(猶予税額)							
			・	・		全額・半額							

(規格 A 4)

